

訂正版

※横浜市私立幼稚園等預かり保育事業利用料(上限額)のD4、5の金額に誤りがありましたので訂正しました。

平成30年度子ども・子育て支援新制度 利用料(月額)

参考

(単位:円)

負担区分	認定区分	1号				1号利用料 +		2号(3歳児クラス~)				
	対象施設・事業	認定こども園(教育利用)、幼稚園		横浜市私立幼稚園等預かり保育事業利用料(上限額)		横浜市私立幼稚園等預かり保育事業利用料(上限額)		認定こども園(保育利用)、認可保育所				
	きょうだい区分	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	第1子	第2子	
	保育必要時間	標準時間		短時間				標準時間		短時間		
A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
B2	市民税非課税	2,100	0	0	0	2,100	0	2,100	0	2,100	0	
C	市民税均等割のみ	3,000	0	1,900	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700	4,900	1,700	
市民税所得割額	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	6,300	2,200	100	0	6,400	2,200	6,400	2,200	6,300	2,200
	D2	10,001円以上 ~ 48,600円以下	7,500	2,700	100	0	7,600	2,700	7,600	2,700	7,500	2,700
	D3	48,601円以上 ~ 50,400円以下	9,400	3,300	100	0	9,500	3,300	9,500	3,300	9,400	3,300
	D4	50,401円以上 ~ 57,700円以下	10,100	3,900	900	0	11,000	3,900	11,000	3,900	10,900	3,900
	D5	57,701円以上 ~ 77,100円以下	10,100	4,500	2,700	0	12,800	4,500	12,800	4,500	12,600	4,500
	D6	77,101円以上 ~ 97,000円以下	15,000	5,500	600	0	15,600	5,500	15,600	5,500	15,300	5,500
	D7	97,001円以上 ~ 102,600円以下	17,000	6,700	2,500	100	19,500	6,800	19,500	6,800	19,100	6,700
	D8	102,601円以上 ~ 120,600円以下	17,000	6,700	2,500	100	19,500	6,800	21,500	7,500	21,100	7,300
	D9	120,601円以上 ~ 138,600円以下	18,800	8,100	4,700	100	23,500	8,200	23,500	8,200	23,100	8,000
	D10	138,601円以上 ~ 169,000円以下	18,800	8,100	4,700	100	23,500	8,200	24,800	8,700	24,300	8,500
	D11	169,001円以上 ~ 174,900円以下	18,800	8,100	4,700	100	23,500	8,200	25,800	9,000	25,300	8,800
	D12	174,901円以上 ~ 192,900円以下	20,300	9,300	6,500	100	26,800	9,400	26,800	9,400	26,300	9,200
	D13	192,901円以上 ~ 211,200円以下	20,300	9,300	6,500	100	26,800	9,400	27,500	12,400	27,000	12,100
	D14	211,201円以上 ~ 228,900円以下	21,800	10,900	6,500	1,800	28,300	12,700	28,300	12,700	27,800	12,400
	D15	228,901円以上 ~ 246,700円以下	21,800	10,900	6,500	1,800	28,300	12,700	29,300	13,200	28,800	12,900
	D16	246,701円以上 ~ 255,700円以下	21,800	10,900	6,500	1,800	28,300	12,700	30,400	13,700	29,800	13,400
	D17	255,701円以上 ~ 264,700円以下	23,000	11,500	8,800	2,800	31,800	14,300	31,800	14,300	31,200	14,000
	D18	264,701円以上 ~ 273,700円以下	23,000	11,500	8,800	2,800	31,800	14,300	33,000	18,200	32,400	17,800
	D19	273,701円以上 ~ 282,700円以下	23,000	11,500	8,800	2,800	31,800	14,300	33,900	18,600	33,300	18,200
	D20	282,701円以上 ~ 291,700円以下	23,000	11,500	8,800	2,800	31,800	14,300	35,000	19,300	34,400	18,900
	D21	291,701円以上 ~ 301,000円以下	24,000	12,000	9,000	7,800	33,000	19,800	36,200	19,900	35,500	19,500
	D22	301,001円以上 ~ 309,700円以下	24,000	12,000	9,000	7,800	33,000	19,800	37,400	20,600	36,700	20,200
	D23	309,701円以上 ~ 335,800円以下	24,000	12,000	9,000	7,800	33,000	19,800	38,600	21,200	37,900	20,800
	D24	335,801円以上 ~ 361,300円以下	25,200	12,600	9,000	9,000	34,200	21,600	39,800	21,900	39,100	21,500
	D25	361,301円以上 ~ 387,700円以下	25,200	12,600	9,000	9,000	34,200	21,600	40,900	22,500	40,200	22,000
	D26	387,701円以上 ~ 397,000円以下	25,200	12,600	9,000	9,000	34,200	21,600	42,500	23,400	41,700	23,000
	D27	397,001円以上	25,200	12,600	9,000	9,000	34,200	21,600	43,500	23,900	42,700	23,400
ひとり親世帯等	B1	市民税非課税でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	1,700	0	1,700	0	1,700	0	1,700	0
	E1	D1階層でひとり親世帯等	2,100	0	0	0	2,100	0	2,100	0	2,100	0
	E2	D2階層でひとり親世帯等	2,100	0	0	0	2,100	0	2,100	0	2,100	0
	E3	D3階層でひとり親世帯等	2,100	0	0	0	2,100	0	2,100	0	2,100	0
	E4	D4階層でひとり親世帯等	2,100	0	0	0	2,100	0	2,100	0	2,100	0
E5	D5階層でひとり親世帯等	2,100	0	0	0	2,100	0	2,100	0	2,100	0	

※ きょうだい区分のカウント方法はP7を確認してください。「第3子」以降のお子さんの利用料は無料となります。

※ 利用料は税額控除前所得割額(調整控除後)を基に算定します。調整控除(所得割の調整措置の額含む)以外の税額控除(住宅借入金等特別税額控除等)は適用されません。

※ **市民税が未申告の方等は、最高階層(D27)となります。収入がない方であっても、原則市民税の申告は必要です。**

※ 月の途中に利用開始または利用を止めた方は、在籍日数に応じた利用料(10円未満は切り捨て)になります。

◀ 1号の場合: その月の利用料 = 利用料(月額) × 在籍日数(土日祝日を除く・20日を超える場合は20日) ÷ 20 ▶

◀ 2号3号の場合: その月の利用料 = 利用料(月額) × 在籍日数(日曜、祝日を除く・25日を超える場合は25日) ÷ 25 ▶

※ B1階層、E0~5階層における「ひとり親世帯等」とは、ひとり親世帯(同居親族がいる場合など対象外となることがあります)、身体障害者手帳・療育手帳(愛の手帳)・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者を有する世帯(いずれも在宅の場合に限る)、特別児童扶養手当の支給対象児童・国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯(いずれも在宅の場合に限る)を指します。「ひとり親世帯等」に該当すると認められた場合、B階層はB1階層に、C階層、D1~5階層はE0~5階層になります。